

第24回評議員会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第24回評議員会

【議案】

第1号議案 理事の選任について

第2号議案 定款、評議員会運営規程及び評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

第1号議案 理事の選任について

2024年10月15日付で河村たかし理事・会長代行から辞任届の提出があり、理事に欠員が生じることとなった。

については、名古屋市長の後任である以下の者を理事に選任する。

氏 名	所 属 名
広沢 一郎	名古屋市長

第2号議案 定款、評議員会運営規程及び評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、会計監査人の設置が必要となること等から、定款、評議員会運営規程及び評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

【定款】

改正後	改正前
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、<u>第6号及び第7号</u>の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に</p>

<p>備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p><u>(2) 会計監査報告</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿</u></p> <p><u>(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p><u>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p> <p>第10条～第15条 略 (権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) <u>理事、監事及び会計監査人の選任及び解任</u></p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第17条～第23条 略</p> <p>第6章 <u>役員及び会計監査人</u> (役員<u>及び会計監査人</u>の設置)</p> <p>第24条 第1項～第4項 略</p> <p><u>5 当法人に会計監査人を置く。</u></p> <p>第25条～第27条 略 (<u>会計監査人の職務及び権限</u>)</p> <p><u>第27条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フ</u></p>	<p>務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p><u>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></p> <p>第10条～第15条 略 (権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第17条～第23条 略</p> <p>第6章 役員 (役員<u>の設置</u>)</p> <p>第24条 第1項～第4項 略 <u>(新設)</u></p> <p>第25条～第27条 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>
--	---

ロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 第1項～第4項 略

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 略

(1)及び(2) 略

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又

(役員任期)

第28条 第1項～第4項 略

(新設)

(役員解任)

第29条 略

(1)及び(2) 略

(新設)

は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわ

しくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の

執行に支障があり、又はこれ

に堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項
第1号から第3号までのいずれ
かに該当するときは、監事全
員の同意により、会計監査人
を解任することができる。こ
の場合、監事は解任した旨及
び解任の理由を、解任後最初
に招集される評議員会に報告
するものとする。

第30条 略

第7章～第9章 略

第10章

第46条～第47条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈
与)

第48条 この法人が公益認定の
取消しの処分を受けた場合又は
合併により法人が消滅する
場合（その権利義務を承継す
る法人が公益法人であるとき
を除く。）には、評議員会の決
議を経て、公益目的取得財産
残額に相当する額の財産を、
当該公益認定の取消しの日又
は当該合併の日から1か月以
内に、公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法
律第5条第20号に掲げる法人
又は国若しくは地方公共団
体に贈与するものとする。

第49条 略

第30条 略

第7章～第9章 略

第10章

第46条～第47条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈
与)

第48条 この法人が公益認定の
取消しの処分を受けた場合又は
合併により法人が消滅する
場合（その権利義務を承継す
る法人が公益法人であるとき
を除く。）には、評議員会の決
議を経て、公益目的取得財産
残額に相当する額の財産を、
当該公益認定の取消しの日又
は当該合併の日から1か月以
内に、公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法
律第5条第17号に掲げる法人
又は国若しくは地方公共団
体に贈与するものとする。

第49条 略

<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>第11章～12章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>第11章～12章 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

【評議員会運営規程】

改正後	改正前
<p>(決議事項)</p> <p>第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。</p> <p>(1) <u>理事、監事及び会計監査人の選任及び解任</u></p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(決議事項)</p> <p>第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

【評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程】

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第<u>14</u>号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第<u>13</u>号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p><u>(新設)</u></p>